

第3章 良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

I 基本的な考え方

1 長崎市景観計画が定める行為の制限が適用される区域について

長崎市景観計画が定める行為の制限が適用される区域は、景観計画区域である長崎市全域とします。

2 行為の届出について

特徴のある地区ごとに、届出対象行為および景観形成基準を定めます。

一般地区及び大景観保全地区では、景観に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模な建築物や工作物の建設等、規模の大きな開発行為といった大規模行為を届出対象とし、周囲の景観から突出した印象を与える要素を排除する必要最低限の緩やかな景観形成基準を定めます。なお、地域の住宅の密集度や建築物等の規模や高さの状況を考慮すると、景観に影響を与える建築物等の高さに差があることから、届出対象行為規模を市街化区域では20m、市街化区域以外では13mにそれぞれ定めます。

一方、景観形成重点地区では、原則として景観形成に関わる全ての行為を届出対象行為とし、各地区における良好な景観の形成に関する方針に則って、地域特性を踏まえた詳細な景観形成基準を定めます。また、地区内の各ゾーンに共通の「共通の景観形成基準」と、各ゾーンで異なる「個別の景観形成基準」を定めます。「景観形成重点地区」においては、この双方の景観形成基準を遵守しなければなりません。また、大景観保全地区と重複している場合は、景観形成重点地区の基準を優先します。

3 届出の適用除外

届出対象に該当する行為のうち、景観法第16条第7項に定める行為の他、次に示すものを届出の適用除外行為とします。

- ・長崎県文化財保護条例による許可、届出に係る行為
- ・長崎市文化財保護条例による許可、届出に係る行為
- ・長崎市伝統的建造物群保存地区条例による許可、届出に係る行為
- ・風致地区内における建築物等の規制に関する条例による許可、届出にかかる行為

4 特定届出対象行為

(基準違反に対し「勧告」ではなく「変更命令」措置をとることができるもの)

建築物の建築等及び工作物の建設等については、特定届出対象行為として定めるものとする。ただし、特定届出対象行為に対する変更命令措置については、行為の制限事項に定めるもののうち形態又は色彩その他の意匠に関わる事項に関してのみ行うことができるものとし、その運用にあたっては、当該行為の立地的な重要性、周辺景観との乖離の度合いを鑑み、景観アドバイザーなどの意見を聞いて判断するものとする。

5 届出の手続きの流れ

景観に大きな影響を与える恐れのある高さ20m（市街化区域外では高さ13m）を超える大規模建築物や工作物を対象に、景観計画に定める届出対象行為を行う場合には、景観条例において市との事前協議の規定を設け、早い段階からきめ細やかな助言・指導を行います。

また、事前に協議された内容が専門的見地から助言・指導が必要な場合は、景観アドバイザー等の専門家に意見を聞いて助言・指導を行います。なお、景観形成基準に適合しない場合は、景観審議会に諮ったうえで勧告を、また、意匠形態については、景観計画に基づき変更命令を行なうことができます。

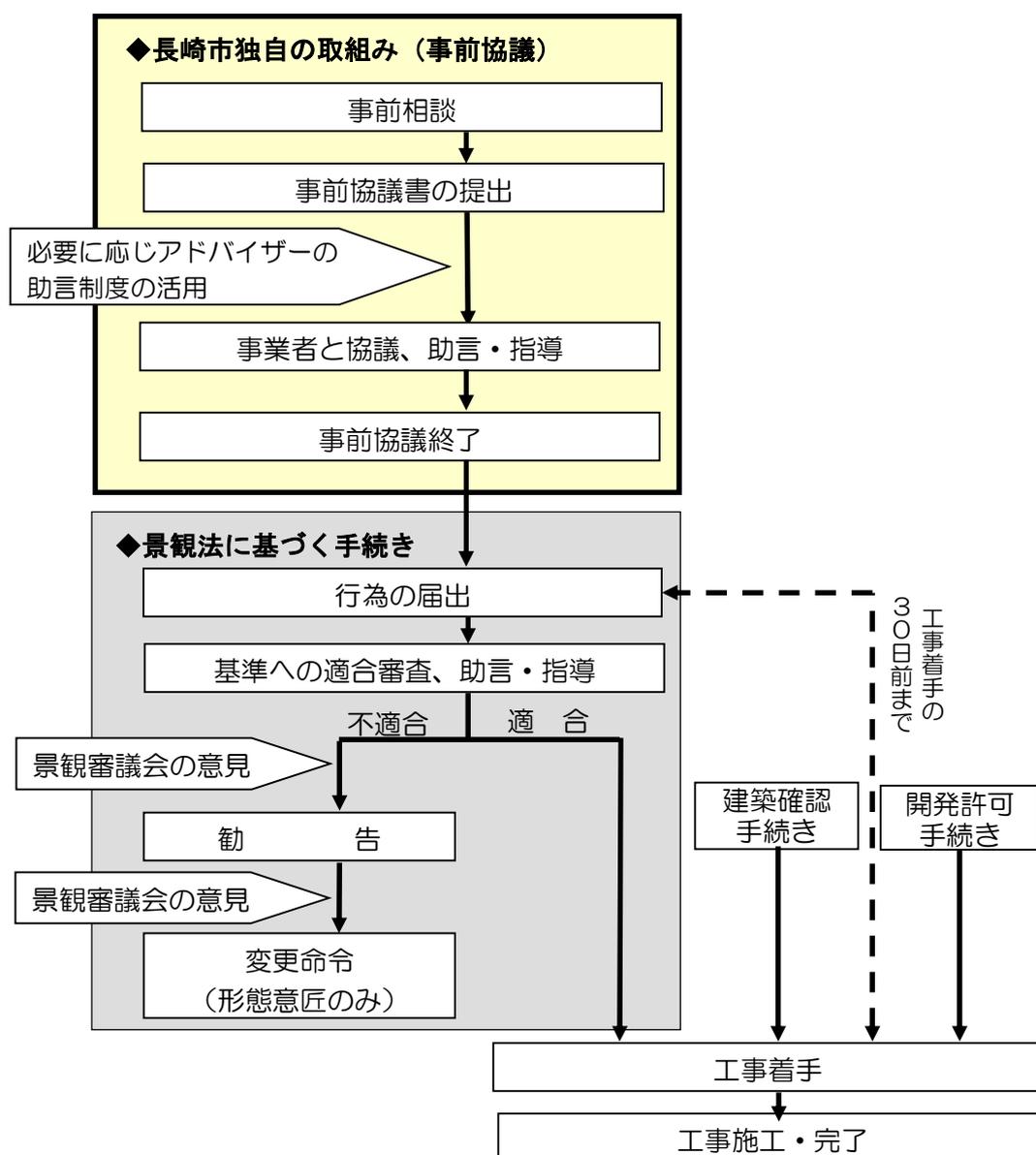


図 3-1 届出の流れ（事前協議を含む）

II 一般地区

長崎市には、市域全般にわたって数多くの景観資源が分布しており、それら一つひとつが地域の個性を感じさせる大切な景観であり、また、本市の特徴である広がりのある眺望景観の構成要素ともなっています。一般地区では、このような各地で見られる良好な景観を保全するため、長崎市全体における広域的な景観の形成を推進し、全市における景観の向上を図ります。

1 良好な景観の形成に関する方針

- ・長崎市全体における広域的な景観の形成を推進し、全市における景観の向上を図る。
- ・周囲のまちなみや自然等との調和に配慮した建築物等の高さとする。
- ・行為地が山稜の近傍の場合は、稜線を乱さないよう、できるだけ尾根から低い位置とする。

2 届出対象行為

一般地区において、以下の行為（表3-1）を行う場合、届出を要します。

表3-1 一般地区における届出対象行為

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	・高さが20mを超えるもの、延べ面積の合計が3,000㎡を超えるもの、又は、特殊建築物（共同住宅、寄宿舎を除く）で延べ面積の合計が500㎡を超えるもの ただし、市街化区域以外においては、高さ13mを超えるものを含む
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・上記の建築物で、行為に係る部分が、屋根全面の1/2を超えるもの、又は、外壁全面の1/2を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	表3-2に該当するものの内、下記に該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合、建築物を含めての高さが20mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・上記の工作物で、行為に係る部分が外観の全面の1/2を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		・土地の面積が3,000㎡以上のもの、又は、法面の高さが5mを超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・敷地内の合計が堆積規模で500㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが5mを超えるもの、かつ、その期間が90日を超えるもの

表3-2 工作物の種類

・門、塀、垣、さく、金網、擁壁その他これらに類するもの
・日よけテント及び藤棚
・煙突
・高架水槽
・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの
・広告板その他これらに類するもの
・立体駐車場
・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシュプラント
・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設
・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
・街灯及び照明灯
・彫刻及びモニュメント
・その他市長が指定したもの

※広告塔、広告板その他これらに類するものは、長崎市屋外広告物条例による。

3 一般地区における景観形成基準

一般地区における、良好な景観の形成のための行為の制限は次に定めるとおりです。

表3-3 一般地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																																		
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望場所からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮する。 																																		
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観に調和した意匠とし、特に大型駐車場を設ける場合は、開口部をできるだけ遮へいする。 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備、その他、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、遮へいの措置あるいは、周囲の景観に調和した意匠とする。 																																		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁または外観の基調となる色彩は、マンセル表色系において、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色相</th> <th style="width: 33%;">明度</th> <th style="width: 33%;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、GY系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>4.0以上～4.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～6.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>6.5超～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系 P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系、PB系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備、その他、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、周囲の景観に調和した色彩とする。 <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 			色相	明度	彩度	R系、GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下	4.5以上～5.0未満	5.0以下	5.0以上～5.5未満	6.0以下	5.5以上～6.5以下	4.0以下	6.5超～9.0以下	3.0以下		Y系	4.0以上～9.0以下	3.0以下	G系、BG系 P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下	5.0以上～9.0以下	2.0以下	N系	4.0以上～9.0以下	/
	色相	明度	彩度																																	
R系、GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																																		
YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下																																		
	4.5以上～5.0未満	5.0以下																																		
	5.0以上～5.5未満	6.0以下																																		
	5.5以上～6.5以下	4.0以下																																		
6.5超～9.0以下	3.0以下																																			
Y系	4.0以上～9.0以下	3.0以下																																		
G系、BG系 P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																																		
B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下																																		
	5.0以上～9.0以下	2.0以下																																		
N系	4.0以上～9.0以下	/																																		
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する部分は緑化に努める。 																																			
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 法面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 																																			
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。 																																			
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。 そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。 整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。 																																			

Ⅲ 景観形成重点地区

特に、特徴を活かした景観づくりを進める地区では、それぞれに固有の景観イメージを保全、形成するような積極的な景観形成を推進します。そして、特色のある地区における景観形成を引き金として市民の意識を高めつつ、全市における景観形成を先導します。

このため、各地区における良好な景観の形成に関する方針に則って、地域特性を踏まえた景観形成を推進します。

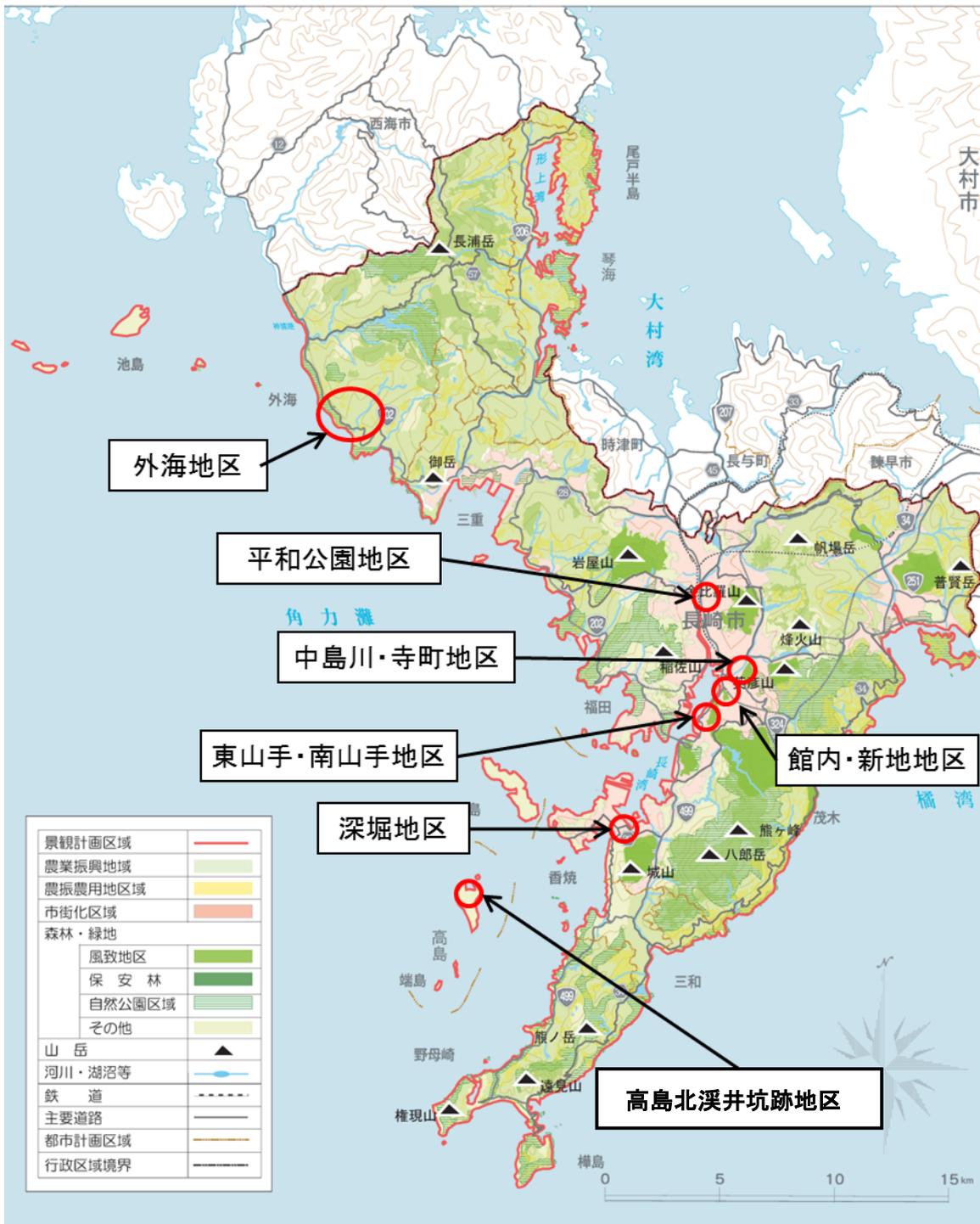


図3-2 景観形成重点地区の位置

1 景観形成重点地区の届出対象行為

景観形成重点地区において、以下の行為（表3-4）を行う場合、届出を要します。

表3-4 景観形成重点地区の届出対象行為

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・門	・高さが2mを超えるもの
		・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけテント及び藤棚その他これらに類するもの	・高さが1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの
		・煙突、高架水槽	・高さが4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの
		・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの	・表示面積の合計が10㎡を超えるもの
		・広告板その他これらに類するもの	・すべてのもの
		・立体駐車場	
		・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント	
		・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設	
		・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
		・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等	
・彫刻及びモニュメント			
・自動販売機及びその附帯施設			
・その他市長が指定したもの			
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの		

※広告塔、広告板その他これらに類するものは、長崎市屋外広告物条例による。

2 景観形成重点地区の景観形成基準（共通事項）

表3-5 景観形成重点地区の景観形成基準（共通事項）

行為の種類・事項	景観形成基準
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・法面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・市街地景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 ・擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物は道路など公共の場から見えないように配置を工夫するとともに、できる限り高さを抑える。 ・そのままでは道路など公共の場から見える場合は、植栽や圧迫感のない塀の設置等による修景を行う。 ・整然と集積・貯蔵し、敷地外に流出しないよう安全性にも配慮する。

★建物等の建替えについて、景観計画施行時において、現に存する建築物等又は工事中の建築物等などが景観形成基準を超えている場合、建築物の用途や敷地の状況等を考慮したうえで、既存の建築物の高さの範囲内で、市長がやむを得ないものと認めるものはこの限りではない。

3 地区別計画

A 東山手・南山手地区

1) 地区の概要

日本の窓口として西洋、中国との交流があった長崎は、開港により、出島・館内に限られていた外国人居住地区が東山手・南山手へ拡大され、数多くの洋館が建設されました。

今でも異国情緒豊かな長崎を代表する地区として広く内外に知られており、当地域には、洋館、レンガ塀、石畳等の数多くの文化遺産があり、また、長崎の地形的特徴である斜面景観を有し、大浦川を挟んで向い合う斜面、港や主要な道路などから見上げる山手地区と緑地、山手のまちなみ越しに見る港への眺望は、長崎市民にとっても貴重な財産となっています。

2) 景観形成重点地区の範囲

本地区では、居留地や山手のまちなみを中心とした景観の保全・育成が重要となります。

そこで、港と一体となった山手のまちなみや暮らしの中に溶け込んでいる地域の歴史・文化の景観資源など、地域特有の雰囲気や景観特性と調和した景観を形成するため、図3-3に示す範囲を景観形成重点地区として設定します。

3) 景観の形成に関する方針

開港以来、多くの節目を経て今日まで受けつがれてきた東山手・南山手の景観は、長崎市の歴史や我が国の歴史上貴重な文化遺産です。また、地区の基盤は、生活様式の変化、都市化の進行といった世情の移り変わりの中にあって、未だに、かつての風情を残しており、人々の心地良さなつかしきといった感情を呼び起こすものとなっています。

本地区の景観形成にあたっては、今後も歴史的風情を身近に感じ、盛りあげる空間として、地域資源を大切に活かし、広場や公園等を含む公共空間とこれに接する民有空間が一体となって、どのようなまちに育てていくかという将来像をみんなが共有し、その実現に向けて努力しながら、後世へ伝えることが重要です。

以下に東山手・南山手地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。
- 歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

4) ゾーン等の設定と景観の形成に関する方針

(1) ゾーン等の設定

本地域では、景観特性を踏まえたゾーニングを行い、各ゾーンに応じた景観形成を推進します。また、グラバー園、山手の洋館等の主要な眺望場所からの港や洋館等への眺望をはじめとして、地域の歴史を物語るランドマークやまちなみの景観を保全します。

区域及びゾーンの範囲

東山手・南山手地区

指定範囲図・ゾーン図

高さ基準

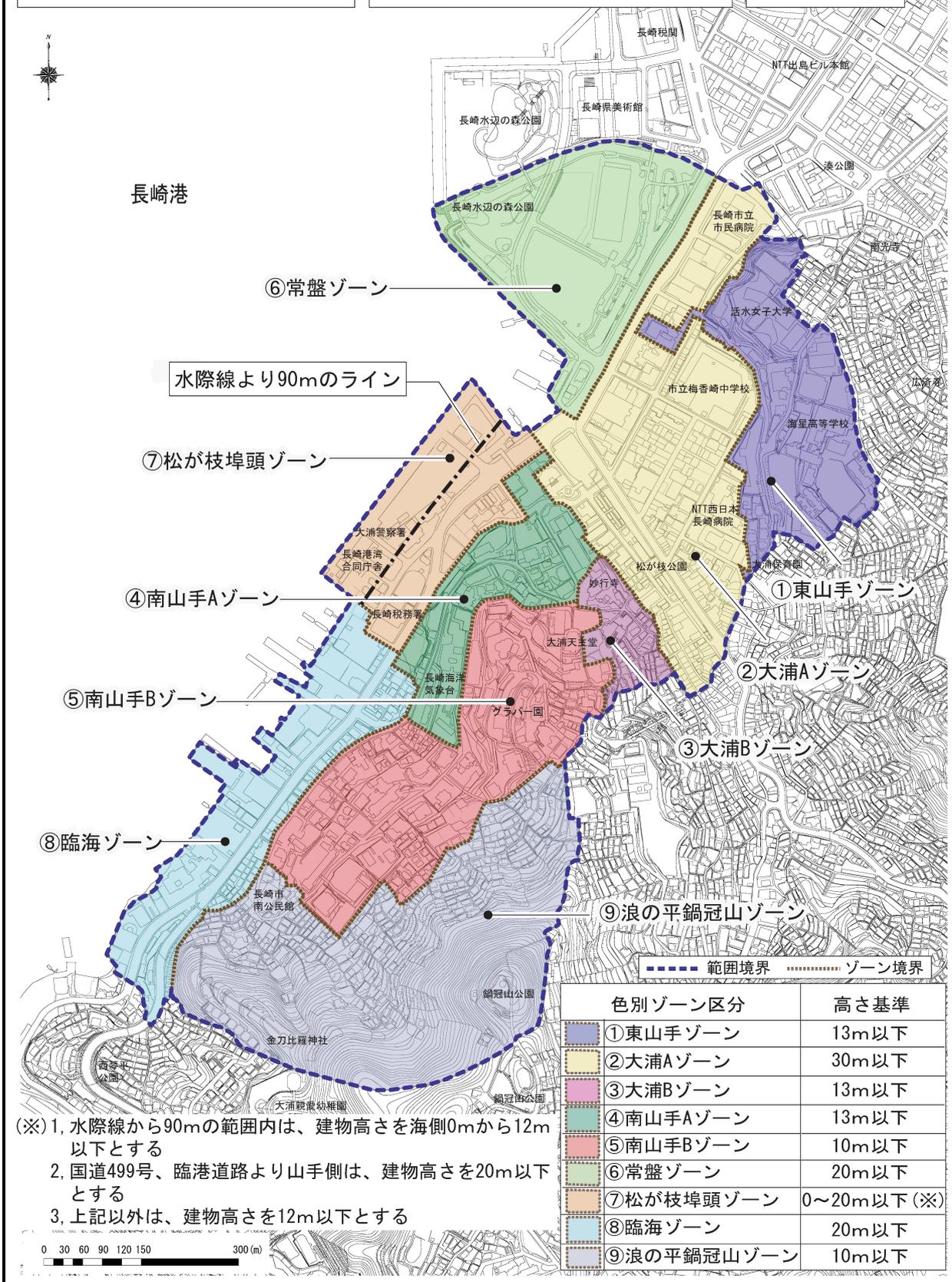


図3-3 景観形成重点地区「東山手・南山手地区」の区域及びゾーン

(2)ゾーン毎の特徴

名称	特徴
①東山手ゾーン	旧居留地時代の面影をとどめる区域。
②大浦Aゾーン	東山手、南山手相互を望むときに、眼下に広がる市街地区域。
③大浦Bゾーン	南山手と東山手を結ぶ斜面の市街地区域。
④南山手Aゾーン	松が枝埠頭に面する商業・業務区域。
⑤南山手Bゾーン	旧居留地時代の面影をとどめる区域。グラバー邸をはじめとする洋館群が多く残存しているほか、大浦天主堂、神学校のほか、豪商等の居宅、別荘がみられる。
⑥常盤ゾーン	ナガサキ・アーバン・ルネッサンス 2001 構想によって創出された水辺の森公園区域。
⑦松が枝埠頭ゾーン	外国の観光船が発着する松が枝国際観光埠頭がある長崎港の沿岸区域。
⑧臨海ゾーン	工場等が立地する長崎港の沿岸区域。
⑨浪の平鍋冠山ゾーン	鍋冠山とその斜面に位置する市街地区域。

(3)ゾーン毎の景観形成に関する方針

各ゾーンの景観の形成に関する方針は以下の通りである。

名称	景観の形成に関する方針
①東山手ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・ 建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。
②大浦Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・ 東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。
③大浦Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・ 東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。
④南山手Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・ 施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。
⑤南山手Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・ 道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。
⑥常盤ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・ 大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたる場所は、建物等の外壁の位置に配慮します。
⑦松が枝埠頭ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。
⑧臨海ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海と山の手のあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・ 土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。
⑨浪の平鍋冠山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・ 建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・ 良好な斜面住環境の確保に配慮します。

5) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定あたり、以下のように各ゾーンの基本的な考え方を整理します。

景観形成基準設定の基本的な考え方

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみの連続性や、公共的空間を確保するために、また周囲の建築物等と調和するため外壁の後退距離を適宜定める。 ・周囲の景観と調和したものとし、色彩や材料に配慮する。 ・建築設備等は常に望見されることを意識し、できる限り屋上に設置しない。 ・駐車場は、位置や意匠に配慮する。 ・豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。
東山手ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・周囲の建築物構造・階数と調和させる。 ・周囲の伝統的な屋根形態、軒形態と調和させ、歴史的風致を損なわないものとする。
大浦 A ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・海への見通しが確保できるように、建築物等の外壁の後退距離を適宜定める。
大浦 B ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・周囲の伝統的な屋根形態と調和させ、歴史的風致を損なわないものとする。
南山手 A ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・周囲の建築物構造・階数と調和させる。 ・周囲の伝統的な屋根形態、軒形態と調和させ、歴史的風致を損なわないものとする。
南山手 B ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・周囲の建築物構造・階数と調和させる。 ・周囲の伝統的な屋根形態、軒形態と調和させ、歴史的風致を損なわないものとする。
常盤ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・海への見通しが確保できるように、建築物等の外壁の後退距離を適宜定める。
松が枝埠頭ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。
臨海ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・海への見通しが確保できるように、建築物等の外壁の後退距離を適宜定める。
浪の平鍋冠山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・主な視点場からの眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・周囲の伝統的な屋根形態と調和させ、歴史的風致を損なわないものとする。

(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-6）のように景観形成基準を設定します。

表3-6 東山手・南山手地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																														
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する建築物の外壁は、まちなみの連続性や、公共的空間を確保するため、また周囲の建築物等との調和するため外壁の後退距離を適宜定める。 																														
	形態 ・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 居留地の洋風の雰囲気を継承する。 材料は、周囲の景観と調和したものとする。 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上を含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。 																														
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、Y系、GY系、PB系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">YR系</td> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>4.0～5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>3.0～6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～7.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7.5超～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系 B系、P系、RP系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色	明度	彩度	R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下	YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下	5.5以上～7.5以下	3.0以下		7.5超～9.0以下	2.0以下	G系、BG系 B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下	N系	5.5以上～9.0以下
色相	明度	彩度																														
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																														
N系	2.5以上～5.0以下																															
色	明度	彩度																														
R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下																														
YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下																														
	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下																														
	5.5以上～7.5以下	3.0以下																														
	7.5超～9.0以下	2.0以下																														
G系、BG系 B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下																														
N系	5.5以上～9.0以下																															
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																															

(3)ゾーン毎の景観形成基準

表3-6-1 東山手ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは13m以下とする。 建築物の階数は、地上3階以下とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上の区域で造成を行う場合には、高さが5mをこえる法面を生ずる切盛土を伴わないものとする。

表3-6-2 大浦Aゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは30m以下とする。 建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。

表3-6-3 大浦Bゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは13m以下とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。

表3-6-4 南山手Aゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは13m以下とする。 建築物の階数は、地上3階以下とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上の区域で造成を行う場合には、高さが5mをこえる法面を生ずる切盛土を伴わないものとする。

表3-6-5 南山手Bゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは10m以下とする。 建築物の階数は、地上2階以下とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 建築物の軒は、周囲の伝統的な軒形態と調和させ歴史的風致を損なわないものとする。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上の区域で造成を行う場合には、高さが5mをこえる法面を生ずる切盛土を伴わないものとする。

表3-6-6 常盤ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは20m以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。

表3-6-7 松が枝埠頭ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは国道499号、臨港道路の道路区域を境界とする山手側の範囲内は、20m以下とする。 ・高さは国道499号、臨港道路の道路区域を境界とする海側の範囲内は、12m以下とする（ただし、水際線から90mの範囲内は、海側0mから12m以下とする。）。

表3-6-8 臨海ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは20m以下とする。 ・建築物の外壁は、道路、公園緑地、広場等の公共の場から港への眺望を遮らない位置とする。

表3-6-9 浪の平鍋冠山ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ 形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは10m以下とする。 ・建築物の屋根は、原則として傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		・1ha以上の区域で造成を行う場合には、高さが5mをこえる法面を生ずる切盛土を伴わないものとする。

B 中島川・寺町地区

1) 地区の概要

中島川・寺町地区は、江戸時代唯一の外国との窓口であった長崎のまちの中核をなしていた長崎の精神文化をまちなみとともに残す歴史ある伝統的地区です。

中島川の水辺は、袋橋・眼鏡橋から西山川にかけて、石橋群があり、良好な水辺景観を呈しています。また、周辺には、風頭山の裾野に広がる寺院群と墓地が分布しています。

2) 景観形成重点地区の範囲

本地区では、地域の歴史性を保全し、これを活かした景観まちづくりを進めることが重要となります。そこで、図3-4に示す範囲を景観形成重点地区として設定します。

3) 景観の形成に関する方針

本地区は長崎市の観光・商業・生活の場として様々な都市活動が展開され、かつ伝統ある文化、資源を保有する多様性に富んだ地区です。これからの地区景観形成にはこうした地区がもつポテンシャルを十分に発揮し、地区ならではの将来像を合意、確立し、その実現へ向けて、各方面での努力が必要です。

景観形成の目標は、現在まで本地区が守り、育ててきた蓄積(ストック)と、今後の発展を促していく創造的部分を地区が大切にしていく特性として認識し、全体的な目標を設定するものとします。

以下に中島川・寺町地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 都市的な賑わい、楽しさを演出する伝統、文化に裏づけられ、ゆとり、うるおいのある都市景観の形成を図る。
- 地域の個性をいかして、多彩な表情、場の景観がストーリー性豊かに表現される景観形成を図る。
- 訪れるひとにとってわかりやすく、親しみのもてる景観形成を図る。

4) ゾーンの設定と景観の形成に関する方針

(1) ゾーンの設定

ゾーニングは、様々な日常生活・観光活動が営まれている本地区にあって、今後各地区が有する特性・性格に合わせた景観づくりが一定の方向性を見出していく単位として地区を設定するものです。本地区のゾーン設定にあたっては、地区の景観の規定要素と今後のまちづくりの方向性を加味しながら、一定の均質性をもって今後の景観形成が実践されていくゾーンを絞っていきます。また、地区内の歴史的なまちなみの保全・育成を目的に「景観まちすじ・まちかど」を指定します。

区域及びゾーンの範囲

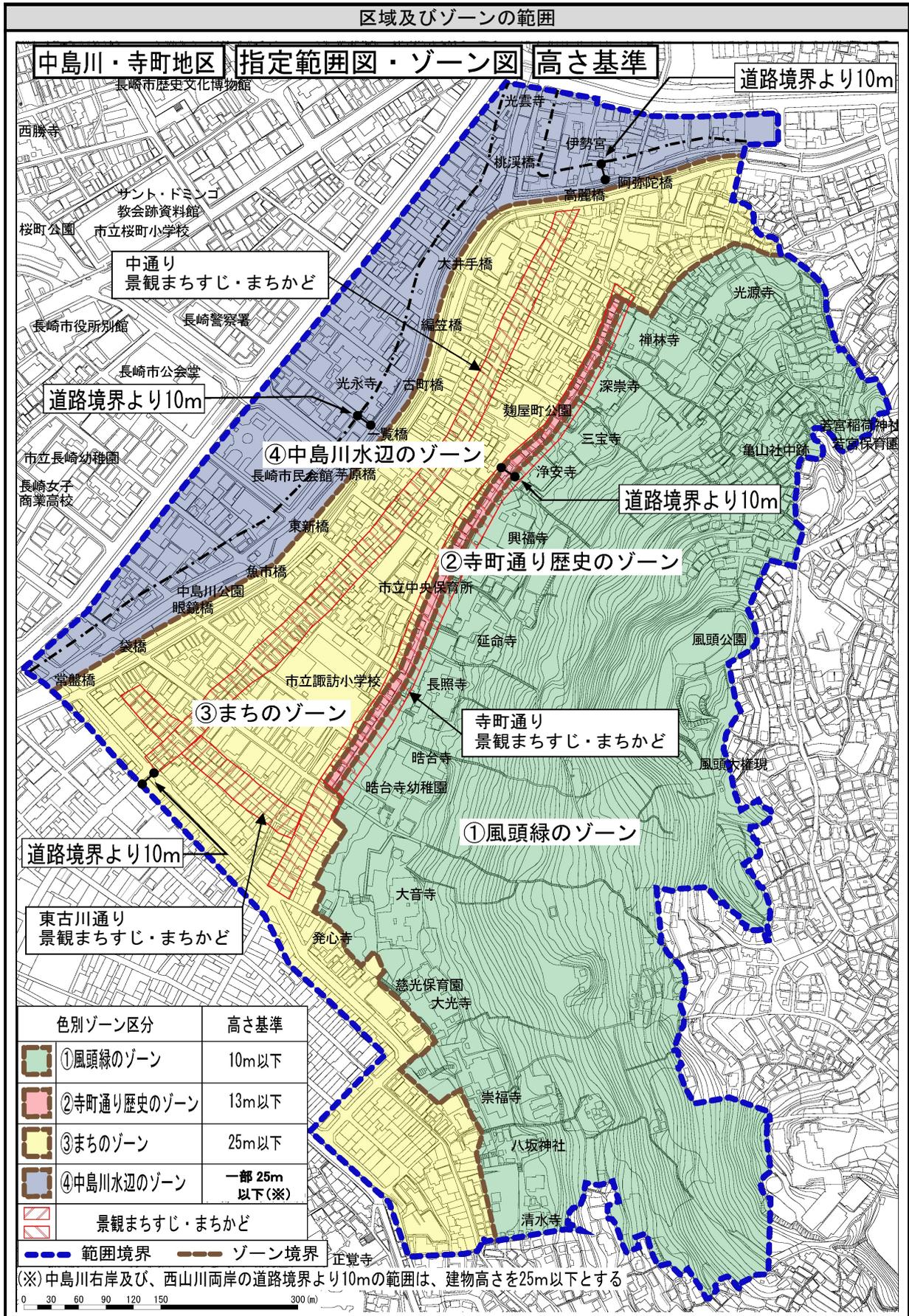


図3-4 景観形成重点地区「中島川・町地区」の区域及びゾーン

(2)ゾーン毎の特徴

名 称	特 徴
①風頭緑のゾーン	墓地を有する斜面緑地(風致地区)と、これに隣接する古くからの斜面住宅地を中心とする区域。
②寺町通り歴史のゾーン	歴史を感じさせるお寺群と背景の緑によって特徴づけられる寺町通りの区域。
③まちのゾーン	寺町通りと中島川に挟まれた中通りとその縦すじからなる商店・業務・住宅が混在したまとまりをみせる区域。
④中島川水辺のゾーン	中島川に架かる石橋や川面、護岸とともに中島川の沿線として目に映える、河川と一体となつてとらえられる区域。
寺町通り景観まちすじ・まちかど	お寺と門前町を思わせる建物群が残り、伝統を感じさせる意匠、スケールを持った通り
中通り景観まちすじ・まちかど	中心商店街や観光拠点に近接する賑わいを持った商店街で、直線的で見通しのよい通り
東古川通り景観まちすじ・まちかど	細い線状に伸びた一体感のある街並みを通して、河川への視覚の展開、そして背景緑地への眺望がいたるところにみられる通り

(3)ゾーン毎の景観形成に関する方針

各ゾーンの景観の形成に関する方針は以下の通りである。

ゾーン	景観の形成に関する方針
①風頭緑のゾーン	眼下に広がる市街地への展望と豊かな緑を活かした快適で、ゆとりある生活空間の形成を図る。
②寺町通り歴史のゾーン	お寺をはじめとする歴史的要素と緑の保全を図り、落ち着いたたたずまいを伝えていく地区の形成を図る。
③まちのゾーン	中島川、寺町がかもしだす長崎の伝統ある文化性を基調にした品格と賑わいのある都市生活空間の形成を図る。
④中島川水辺のゾーン	水辺にひらかれた橋と人々との出会いが生まれる表情豊かな河畔のまちなみ形成を図る。
寺町通り景観まちすじ・まちかど	風格ある歴史あるまちなみを活かした景観づくりを進める。
中通り景観まちすじ・まちかど	賑わいのある通りを創出する。
東古川通り景観まちすじ・まちかど	河川、お寺への眺望を大切にした景観づくりを進める。

5) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定にあたり、以下のように各ゾーンの基本的な考え方を整理します。

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和したものとし、色彩や材料に配慮する。 ・ 通りに面する建物前や敷地内のオープンスペースには植栽を施し、うるおいやゆとりを生み出していく。
①風頭緑のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高台からの眺望を阻害しない高さとする。 ・ 建築物の屋根の形状は、眺望として映るまちなみにリズムをもたせた形状とする。 ・ 宅地内道路、高台から各種設備が直接見えないよう配慮する。 ・ 眺望景観を遮蔽する樹木は適正な剪定等の管理を行う。
②寺町通り歴史のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺院群とのバランスを保ったまちなみ空間を維持できる高さとする。 ・ 各種設備が前面道路やお寺境内から直接見えないよう配慮する。 ・ 極端に小さな間口で、まちなみのリズムを壊す敷地分割は行わない。
③まちのゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景の緑地を意識した秩序あるまちなみを維持できる高さとする。 ・ 寺院群の歴史的雰囲気と調和した屋根とする。 ・ 高台や通りからの視点に注意し、屋上設備、地上設備の修景に配慮する。
④中島川水辺のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川沿いのまとまりを感じさせ、石橋群と川面をひきたたせる圧迫感のない高さとする。 ・ 建物前に人のたまりとなるゆとりのスペースが確保できる壁面後退を行い、3階以上の部分は、水辺の広がり演出のためにセットバックする。 ・ 橋上、河畔の通りからできるだけ各種設備が見えないよう配慮する。
寺町通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的雰囲気に調和した建築物の形態とする。
中通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的雰囲気に調和した商店街として賑わいを創出する。
東古川通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的雰囲気に調和した建築物の形態とする。

(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-7）のように景観形成基準を設定します。

表3-7 中島川・寺町地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																													
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 ・高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 ・自動販売機は、建築物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。 																													
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、G系、BG系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>YR系、Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系、PB系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） ・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下	YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下	5.0以上～9.0以下	1.0以下	N系	4.0以上～9.0以下	
	色相	明度	彩度																												
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																													
N系	2.5以上～5.0以下																														
色相	明度	彩度																													
R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下																													
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																													
GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																													
B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下																													
	5.0以上～9.0以下	1.0以下																													
N系	4.0以上～9.0以下																														
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、できるだけ緑化する。 																														

(3)ゾーン毎の景観形成基準

表3-7-1 風頭緑のゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは10m以下とする。
	形態・意匠	・建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。ただし、神社仏閣は、除く。 ・塀は、原則として生垣とする。

表3-7-2 寺町通り歴史のゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは13m以下とする。
	形態・意匠	・建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 ・空調屋外機等の建築物付帯設備は寺町通りや寺院境内から望見できる位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、望見できないよう遮へいする。

表3-7-3 まちのゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更	高さ	・高さは25m以下とする。
	形態・意匠	・道路に面する和風建築物の1,2階部分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあつた修景を行う。

表3-7-4 中島川水辺のゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは中島川右岸及び西山川両岸の道路境界より10mまでは、25m以下とする。
	形態・意匠	・塀は、原則として生垣とする。

表3-7-5 寺町通り景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱい建てるものとする。 ・道路に面する1、2階の壁面は、道路に沿う位置とし、3階以上の外壁面は、1階の外壁面より2m以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することによりまちなみへの配慮が行われた場合はこの限りではない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物の1,2階部分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあった修景を行う。

表3-7-6 中通り景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱい建てるものとする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅以外の用途の建物は、1階部分を商業サービス施設とする。特に夜間にも賑わいのある魅力を維持していくための用途のバランスに配慮する。

表3-7-7 東古川通り景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱい建てるものとする。 ・道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面よりできる限り後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することによりまちなみへの配慮が行われた場合はこの限りではない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物の1,2階部分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあった修景を行う。

C 館内・新地地区

1) 地区の概要

館内・新地地区は、都心の商業的賑わいと、東山手・南山手の観光拠点をつなぐルート上に位置します。地形的には、典型的な斜面地形であり、地域全体がまとまりを形成しています。

館内地区は、鎖国時代に唐人屋敷と呼ばれた中国人居留地が築造された所です。その歴史は出島と並ぶ特異な貴重性を有しています。当時造成された地形や石垣、水路、お堂などが残存、復元されています。館内地区の北部に位置する新地地区は、かつて鎖国期間中に中国に対する貿易品の荷蔵として、当時の海面を埋立てて築造された地区で、現在は、日本三大中華街として知られる新地中華街や中国色豊かな灯の祭典「長崎ランタンフェスティバル」の主な会場として賑わい、日本と中国の歴史的交流を象徴する地区として極めて強い特徴を有しており、長崎らしさを代表する地域の一つとして、長崎市の都市景観形成上、重要な役割を担っています。

2) 景観形成重点地区の範囲

本地区では、新地中華街や唐人屋敷跡を中心とした中国との交流の歴史と斜面市街地の景観をいかに保全・育成していくかが重要となります。

そこで、周辺のまちなみの中に埋没した歴史的な景観の保全、顕在化や賑わいのあるまちなみ景観と調和した斜面市街地の良好な景観を形成するため、図3-5に示す範囲を景観形成重点地区として設定します。

3) 景観の形成に関する方針

本地区では、中国との交流の歴史を基盤として、庶民的な景観を基調とした高密な坂の町の住宅地景観がひろがり、特異な地区景観を呈しています。

このような、唐人屋敷の特異な歴史と、坂のまちでの「住みあう」人々の暮らしを継承しつつ、その良さを新しく活性化させ、新しい下町型の「住みあう」まちの景観を形成していくことが必要です。以下に館内・新地地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 日本と中国の歴史的交流を象徴する地区であり、歴史的な特徴をまもり、そだて、まとまりある地区景観を形成する。
- 坂の町での「住みあう」人々の暮らしを継承し、地区の特性を生かした景観の形成を行う。
- 中華街・商店街としての賑わいと雰囲気を継承し、その良さを活かした特色あるまちなみを形成する。

4) ゾーンの設定と景観の形成に関する方針

(1) ゾーンの設定

本地区の景観特性を踏まえ、次に示すゾーニングを行い、各ゾーンに応じた景観形成を推進します。また、地区内の歴史的なまちなみの保全育成を目的に、「景観まちすじ・まちかど」に指定します。

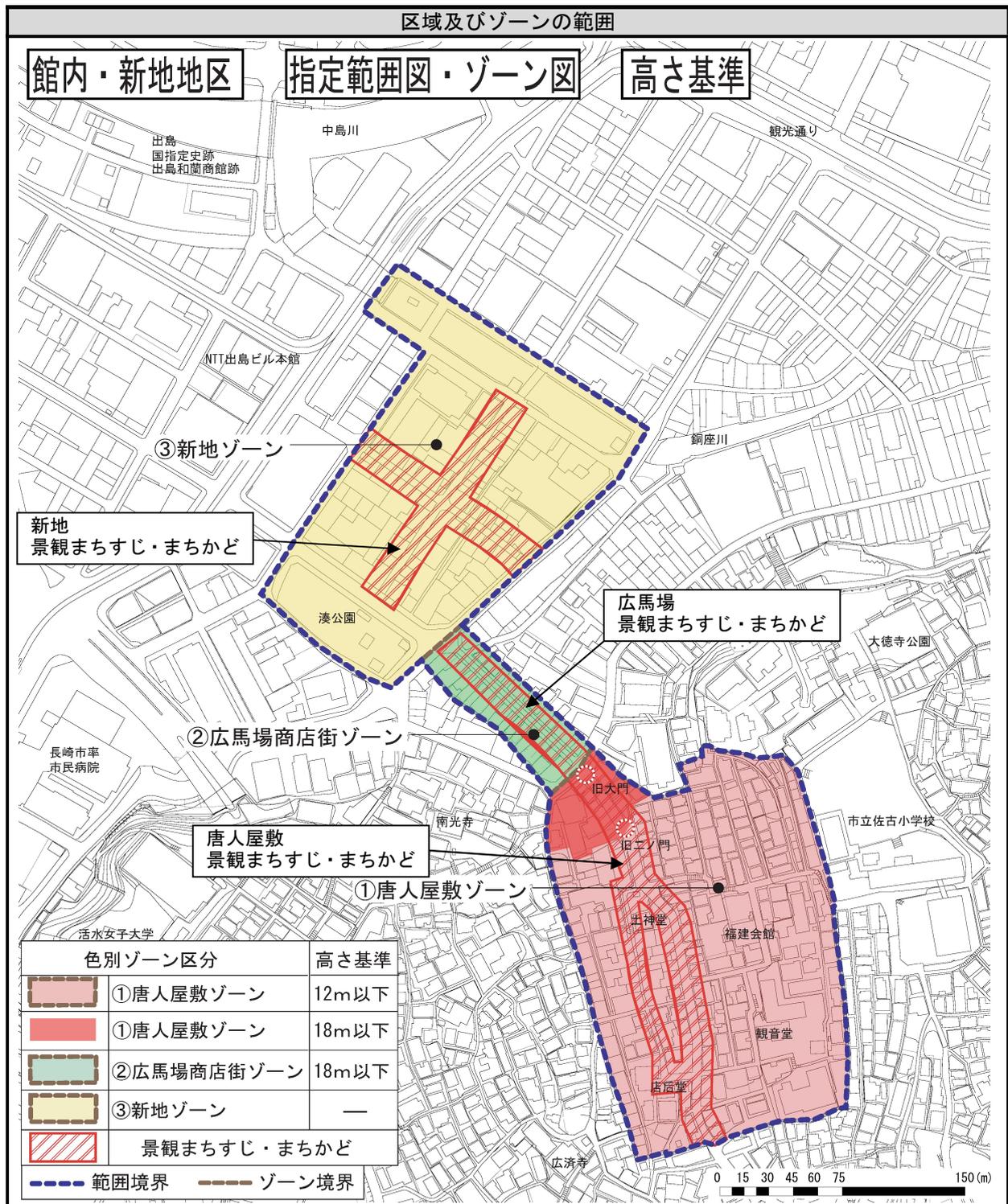


図3-5 景観形成重点地区「館内・新地地区」の区域及びゾーン

(2)ゾーン毎の特徴

名 称	特 徴
①唐人屋敷ゾーン	唐人屋敷の歴史と坂のまちの雰囲気为基础として、迷路のような路地や、庶民的な市場と家並みによって観光的な性格を併せ持つ区域。
②広馬場商店街ゾーン	唐人屋敷の入口部分にあたり、新地と館内を結びつける軸状の区域。
③新地ゾーン	歴史的な新地蔵所の埋め立ての島の形状を継承し、その矩形の中に中華街が形成されている区域。
唐人屋敷景観まちすじ・まちかど	・唐人屋敷の歴史と庶民的な市場が特徴的な通り
広馬場景観まちすじ・まちかど	・新地ゾーンと唐人屋敷ゾーンを結ぶ通り
新地景観まちすじ・まちかど	・多くの観光客で賑わう中華街の通り

(3)ゾーン毎の景観形成に関する方針

各ゾーンの景観の形成に関する方針は以下の通りである。

名 称	景観の形成に関する方針
①唐人屋敷ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・唐人屋敷の歴史的雰囲気が意識できるような景観を形成する。 ・新地地区の華やかな中国風のイメージと対照的な落ち着いた色彩を基調として和風の建物の中に中国の伝統的な民家をイメージさせるような景観を形成する。
②広馬場商店街ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・旧唐人屋敷の物語を顕在化するために、新地と唐人屋敷との連携を深める景観づくりを進める。
③新地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・中華街イメージをさらに強化する景観を形成する。 ・十善寺等の斜面上部から港景観を望見したときの前景としての景観阻害要因を排除する。
景観まちすじ・まちかど (共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすく楽しく安全に歩ける歩行空間の確保と演出を図る。
唐人屋敷景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的なまちなみを保全育成するとともに、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。
広馬場景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街としての賑わいと連続性を形成する。 ・都市計画道路整備に合わせて、歴史を生かした新しいまちすじ景観を形成する。
新地景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・中国風デザインが施された中華街として賑わいのある空間を創出する。

5) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定あたり、以下のように各ゾーンの基本的な考え方を整理します。

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> 各種開発により擁壁、法枠等の構造物が生じる場合は、周辺景観に調和するよう工夫する。 土石、廃棄物、再生資源等の物件を堆積する場合は、周囲への景観的な影響を軽減するよう工夫する。
①唐人屋敷ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 唐人屋敷の歴史的特徴と周辺密集市街地との調和のため現状程度の高さを維持する。また、新しい都市計画道路の幅員の広がりを活かしつつ、過度の圧迫感を与えない高さとする。 唐人屋敷の歴史的雰囲気を感じさせるまちなみを醸成するため、和風または中国風を基本とした色彩に配慮する。 まちなみに潤いを与えるため、できるだけ緑化を行う。
②広馬場商店街ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 新しい都市計画道路の幅員の広がりを活かしつつ、過度の圧迫感を与えない高さとする。
③新地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 中華街としての色彩的特徴を維持形成する。 建築物の付帯設備等は、道路等からできるだけ見えないようにするか、周辺景観に調和するよう工夫する。
唐人屋敷景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> 中国庶民風の賑わい景観を形成する。 建物の低層部分を店舗ないし極力開放的なつくりとし、商店街としての賑わいと連続性を形成する。
広馬場景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> 西洋風と中国風が混在したデザインを基調とし、レトロな雰囲気を感じさせる工夫を行う。建物全体をレトロ調にするのが無理な場合は、低層部を高層部と区分された印象を与えるようにする。
新地景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> 中国風デザインが施された中華街として賑わいのある空間を創出する。

(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-8）のように景観形成基準を設定します。

表3-8 館内・新地地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。

(3)ゾーン毎の景観形成基準

表3-8-1 唐人屋敷ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																												
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 指定するエリアにおいては、高さは18m(かつ地上6階)以下、その他のエリアは12m(かつ地上4階)以下とする(※1)。 																												
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。やむを得ず陸屋根とする場合は、屋上のパラペットの形状等により、傾斜屋根に類似する工夫が施され、又は、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 																												
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 (1) 建築物の屋根 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> (2) 建築物の壁面、工作物 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、G系、BG系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>YR系、Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系、PB系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー(外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする) 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下	/	色相	明度	彩度	R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下	YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下	5.0以上～9.0以下	1.0以下	N系	4.0以上～9.0以下
色相	明度	彩度																												
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																												
N系	2.5以上～5.0以下	/																												
色相	明度	彩度																												
R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下																												
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																												
GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																												
B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下																												
	5.0以上～9.0以下	1.0以下																												
N系	4.0以上～9.0以下	/																												
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																													
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> 歴史的遺構としての地形を変更しない。 																												

※1) 「指定するエリア」とは、旧大門から旧二ノ門位置までの範囲をいう。

表3-8-2 広馬場商店街ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																															
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは18m(かつ地上6階)以下とする。 																															
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、Y系、GY系、PB系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>4.0～5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>3.0～6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～7.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>7.5超～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系 B系、P系、RP系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>5.5以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 			色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色	明度	彩度	R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下	YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下	5.5以上～7.5以下	3.0以下	7.5超～9.0以下	2.0以下	G系、BG系 B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下	N系	5.5以上～9.0以下
色相	明度	彩度																															
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																															
N系	2.5以上～5.0以下																																
色	明度	彩度																															
R系、Y系、GY系、PB系	5.5以上～9.0以下	2.0以下																															
YR系	4.5以上～5.0未満	4.0～5.0以下																															
	5.0以上～5.5未満	3.0～6.0以下																															
	5.5以上～7.5以下	3.0以下																															
	7.5超～9.0以下	2.0以下																															
G系、BG系 B系、P系、RP系	5.5以上～9.0以下	1.0以下																															
N系	5.5以上～9.0以下																																

表3-8-3 新地ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準		
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 中華街の雰囲気配慮した色彩とする。 		
	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 新地蔵所の石垣等の遺構は保全し、顕在化する。 		

表3-8-4 唐人屋敷景観まちすじ・まちかど

行為の種別・事項		景観形成基準		
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の1,2階部分は、中国風の雰囲気を感じさせる意匠を取り入れる。 		

表3-8-5 広馬場景観まちすじ・まちかど

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の1,2階部分は、大正モダンレトロな雰囲気を感じさせる意匠を取り入れる。 ・建築物の1階部分前面は、ショーウィンドウなど開放的な印象を与える意匠とする。

表3-8-6 新地景観まちすじ・まちかど

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・中華街として賑わいのある空間を創出する。

D 平和公園地区

1)地区の概要

平和公園地区は、都市への原爆投下という、人類史上まれにみる出来事を象徴する歴史的な場であり、核廃絶・平和を希求し、平和都市として世界へ発信する顔となる場所です。祈りの空間の原爆落下中心地、平和祈念式典会場となる願いの空間の祈念像地区、平和学習に訪れる原爆資料館などがあり、平和都市ナガサキを象徴する場所として、多くの人々が訪れています。

2)景観形成重点地区の範囲

本地域では、平和公園を中心とした聖域的空間の景観をいかに保全するかが重要となります。そこで、祈念像公園や爆心地公園からの景観を保全するとともに、公園周辺地区の景観を形成するため、図3-6に示す範囲を景観形成重点地区として設定します。

3)景観の形成に関する方針

本地域には恒久平和の発信地として多くの人々が訪れ、また、被爆後の住民の努力により築かれた人々の暮らしがあります。原爆の脅威や平和の尊さを伝える重要な被爆遺構は、住民が生活している街の中に点在しています。本地区の景観形成にあたっては、これらを大切に活かし、後世へ伝えることが重要です。そこで、この平和公園地域をどんなまちに育てていくかという将来像をみんなが共有し、その実現に向けて努力することが必要です。

以下に平和公園地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 被爆遺構、平和を祈念する施設を中心に被爆の実態を後世に伝え、恒久平和を訴えていく舞台として、世界に誇れるまちづくりを図る。
- 地域内を一体的に回遊できるように、わかりやすいまちかど、優しいまちすじを創出し、潤いと親しみのあるまちづくりを図る。
- 住宅地の中にも観光地的要素が混在するため、住民にとっては暮らしやすく、来訪者にとっても快適な印象を与えるまちづくりを図る。

4)ゾーンの設定と景観の形成に関する方針

(1)ゾーンの設定

本地域では、景観特性を踏まえ、次のゾーニングを行い、各ゾーンに応じた景観形成を推進します。また、浦上天主堂からの眺望をはじめとして、平和公園を地域のランドマークとして認識できるエリアの景観を保全するため、「眺望ゾーン」を指定するとともに、地域内の景観資源や主要な交通拠点（バス停や電停）を結ぶルートに「景観まちすじ・まちかど」に指定します。

(2)ゾーンの設定

名 称	特 徴
①住宅地ゾーン	平和公園に隣接する北部丘陵住宅地及び南東部住宅地ゾーン。
②商店街ゾーン	浦上天主堂がランドマークとして存在する市道松山町大橋町線沿線の商業地ゾーン
③公園ゾーン	本地区の中心であり、爆心地公園・祈念像公園・原爆資料館などと、それらに隣接し公園の景観に強く影響を与える住宅地・商業地を含むゾーン。
④天主堂ゾーン	浦上天主堂を中心としたゾーン。
⑤運動公園ゾーン	長崎電気軌道の線路から西側の運動公園のゾーン。
⑥沿道ゾーン	国道 206 号及び市道目覚町平野町線沿線の商業・業務ゾーン。
⑦文教ゾーン	市立山里小学校や南山学園（高校、中学校）を中心とするゾーン。
祈念像眺望ゾーン	眺望場所(1)から平和祈念像の背後の眺望を保全するゾーン
稲佐山眺望ゾーン	眺望場所(1)から稲佐山の眺望を保全するゾーン
天主堂眺望ゾーン	平和公園と浦上天主堂間の眺望を保全するゾーン
景観まちすじ・まちかど	地域内の景観資源や主要な交通拠点を結ぶルート沿いのゾーン

(3)ゾーン毎の景観形成に関する方針

各ゾーンの景観の形成に関する方針は以下の通りである。

ゾーン	景観の形成に関する方針
①住宅地ゾーン	平和公園周辺の住宅地として住民にとって暮らしやすく、来訪者にとって快適な空間を創出する。
②商店街ゾーン	地区のランドマークである浦上天主堂を意識した活気とにぎわいのある風格をもった空間を創出する。
③公園ゾーン	平和都市長崎の象徴として厳粛さを持つ公園の聖域性を高める空間を創出する。
④天主堂ゾーン	浦上天主堂の保全を図るとともに、これ意識した空間の創出を図る。
⑤運動公園ゾーン	市民スポーツ、レクリエーションの場として、また緑豊かな憩いの場となる空間を創出する。
⑥沿道ゾーン	平和公園の周辺として、おちつきのある空間を創出する。
⑦文教ゾーン	平和公園の周辺としての教育環境の保全を図る。
祈念像眺望ゾーン	平和祈念像背後の空間を保全する眺望を確保する。
稲佐山眺望ゾーン	稲佐山への眺望を保全する。
天主堂眺望ゾーン	浦上天主堂と祈念像公園の間の眺望を確保する。
景観まちすじ・まちかど	来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。

5) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定にあたり、以下のように各ゾーンの基本的な考え方を整理します。

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 祈念像公園、爆心地公園内の聖域としての景観を確保するために、公園周囲の建築物や工作物は公園内から見えないように配慮する。 ・ レンガ壁や緑を意識した色彩計画を行い、原色・高彩度色の使用は避ける。また、経年変化がわかる自然な仕上げ材料や素材の使用を促進する。 ・ 建築物の屋根の形状は、眺望として映るまちなみにリズムをもたせた形状とする。 ・ 事業所や集合住宅等規模が大きな駐車場や資材置き場は、建物の形状や周辺のまちなみと調和させる。 ・ まちなみに潤いと連続性をつくり、平和のイメージに彩りを添える敷地の緑化を行う。 ・ 自動販売機は、聖域である祈念像公園、爆心地公園の隣接地としてのイメージを阻害しないように配慮する。
①住宅地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に調和したまちなみの形成を図るために、大規模な建築物や工作物の建設を避ける。 ・ 敷地内の緑化を促進する。
②商店街ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦上天主堂への眺望を確保する。 ・ 公園ゾーンと天主堂ゾーンを連携する統一感のあるまちなみの形成を図る。 ・ 看板等の整序を図る。 ・ 夜間の賑わいと明るさを演出する。
③公園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聖域としての公園の保全を図る。 ・ 自動販売機は、聖域としてのイメージを阻害しないように配慮する。 ・ 公園周囲のゆとりある歩行者空間を確保するために、できる限り壁面後退を促進する。
④天主堂ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦上天主堂と調和したまちなみを創出する。 ・ 大規模な敷地の保全を図る。 ・ 豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。
⑤運動公園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりと潤いのある憩いの広場として緑化を図る。 ・ 浦上川の水辺空間を活かした公園として保全を図る。
⑥沿道ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に調和したまちなみの形成を図る。 ・ 看板類の整序を図る。 ・ ゆとりある歩行者空間を確保するために、できる限り壁面後退を促進する。
⑦文教ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に調和したまちなみの形成を図る。 ・ 大規模な敷地の保全を図る。
祈念像眺望ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和祈念像の象徴的風景を確保するために、背後の建築物や工作物の位置・高さに配慮する。
稲佐山眺望ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲佐山の印象的眺望を確保するために、建築物や工作物の位置・高さに配慮する。
天主堂眺望ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浦上天主堂の前からの祈念像公園の眺望を確保するため、建築物や工作物の位置・高さに配慮する。
景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすく楽しく安全に歩ける歩行空間の確保を図るとともに、潤いと親しみ、賑わいの形成を図る。 ・ 爆心地公園と祈念像公園の一体化を図る松山町交差点の整備を行う。 ・ ゆとりある歩行者空間を確保するために、できる限り壁面後退を促進する

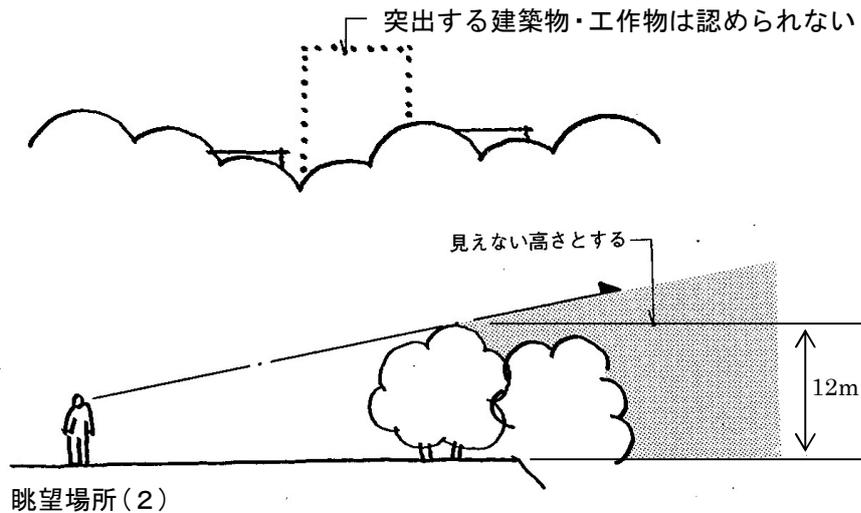
(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-9）のように景観形成基準を設定します。

表3-9 平和公園地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																																	
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 爆心地公園の眺望場所(2)（原爆落下中心碑の正面より46mの位置）から見て、周囲の緑地（H=12m）に隠れる高さとする。（■ 高さ基準1） 																																	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、自然な質のものなどを使用し、周囲の景観と調和したものとする。 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。やむを得ず陸屋根とする場合は、屋上のパラペットの形状等により、傾斜屋根に類似する工夫が施され、又は、屋上緑化等により良好な景観形成に配慮されたものとする。 道路から望見される塀は、素地のままのブロック塀とせず、自然素材を感じるものとするか、あるいは、生垣などにより緑化する。 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 自動販売機は、建築物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。 																																	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <table border="1"> <caption>(1) 建築物の屋根</caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～7.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>BG系</td> <td>5.5以上～7.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～7.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (2) 建築物の壁面、工作物 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、GY系、B系</td> <td>6.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">YR系</td> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>4.0以上～6.0以下</td> </tr> <tr> <td>6.0以上～7.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>7.5超～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系、PB系</td> <td>6.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系、P系、RP系</td> <td>6.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>6.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～7.0以下	1.5以下	BG系	5.5以上～7.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～7.0以下		色相	明度	彩度	R系、GY系、B系	6.0以上～9.0以下	1.0以下	YR系	5.0以上～5.5未満	4.0以上～6.0以下	6.0以上～7.5以下	3.0以下	7.5超～9.0以下	2.0以下	Y系、PB系	6.0以上～9.0以下	2.0以下	G系、BG系、P系、RP系	6.0以上～9.0以下	0.5以下	N系	6.0以上～9.0以下
色相	明度	彩度																																	
YR～G系	2.5以上～7.0以下	1.5以下																																	
BG系	5.5以上～7.0以下	1.5以下																																	
N系	2.5以上～7.0以下																																		
色相	明度	彩度																																	
R系、GY系、B系	6.0以上～9.0以下	1.0以下																																	
YR系	5.0以上～5.5未満	4.0以上～6.0以下																																	
	6.0以上～7.5以下	3.0以下																																	
	7.5超～9.0以下	2.0以下																																	
Y系、PB系	6.0以上～9.0以下	2.0以下																																	
G系、BG系、P系、RP系	6.0以上～9.0以下	0.5以下																																	
N系	6.0以上～9.0以下																																		
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																																		

■高さ基準1：爆心地公園周辺の高さについて



(3) ゾーン毎の景観形成基準

表3-9-1 住宅地ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	位置 ・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは15m以下とする。ただし、周辺より極端に低い崖下などの区域については、21m以下にすることができる。 ・接する道路空間に配慮して、緑化が図れるような外壁位置とする。

表3-9-2 商店街ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・高さは21m以下とする。 ・祈念像公園の眺望場所(1)から見て、緑地 (H=2m) に隠れる高さとする。

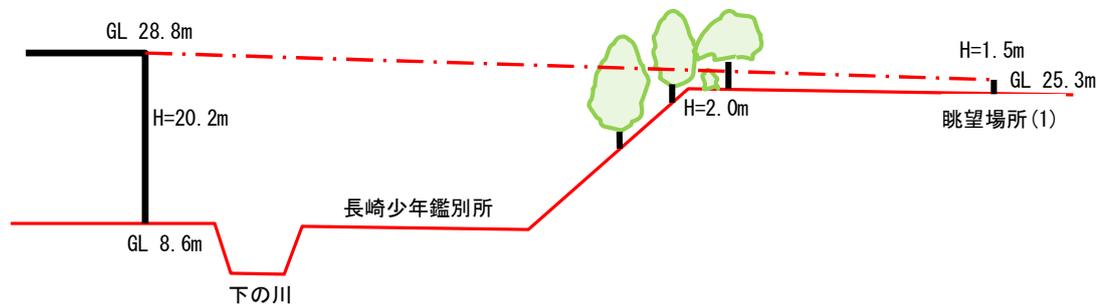


表3-9-3 公園ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは15m以下とする。 ・爆心地公園の眺望場所(2)から見て、緑地 (H=12m) に隠れる高さとする。

表3-9-4 天主堂ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは21m以下とする。

表3-9-5 運動公園ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは21m以下とする。 ・祈念像公園の眺望場所(1)から見て、緑地 (H=2m) に隠れる高さとする。

表3-9-6 沿道ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは21m以下とする。 ・祈念像公園の眺望場所(1)から見て、緑地 (H=2m) に隠れる高さとする。

表3-9-7 文教ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは21m以下とする。

表 3-9-8 祈念像眺望ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・祈念像公園の眺望場所(1)から平和祈念像を見て、公園の東角・西角の中に入る建築物又は工作物の高さは、基準高 (平和祈念像の位置で地上より8mの高さ) に隠れる高さ以下とする。(高さ約13.0m～15.0mの範囲)

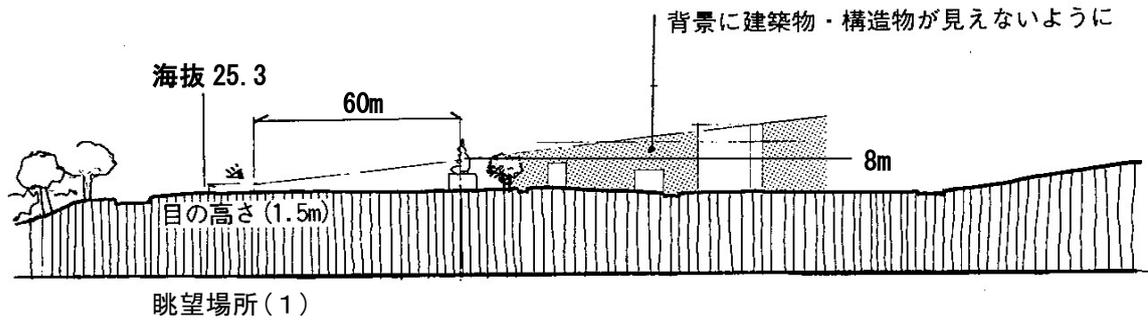


表 3-9-9 稲佐山眺望ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・記念像公園の眺望場所(1)から稲佐山に対する眺望を著しく妨げないように、建築物又は工作物の高さは、標高25.0mを超えないようにする。(高さ約20.0m)

表 3-9-10 天主堂眺望ゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・記念像公園と浦上天主堂が互いに認識できるように、建築物又は工作物の高さは、標高26.5mを超えないようにする。(建物高さ15.0m～17.6mの範囲)

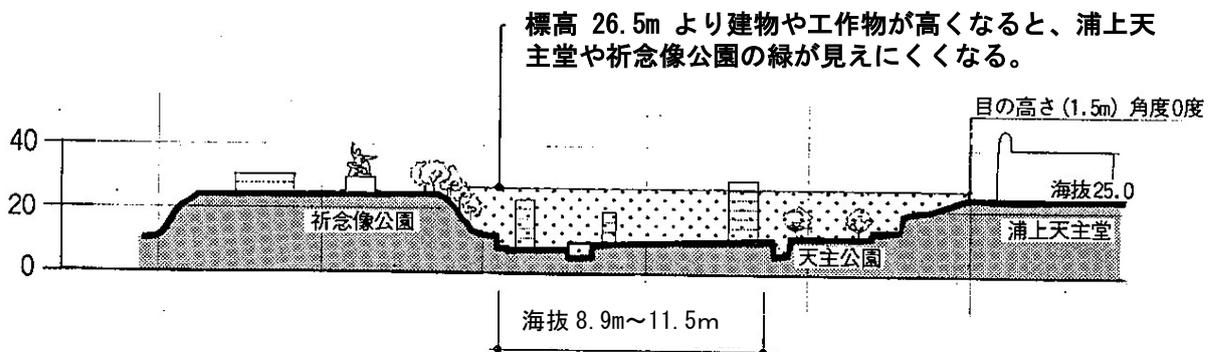


表3-9-11 景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	位置	・接する道路空間に配慮して、外壁の位置は、できる限り後退し、歩行者がゆとりを持てるとともにまちの賑わいを楽しめる空間を創出する。

E 外海地区

1) 地区の概要

大野教会、出津教会と旧出津救助院を核とし、これら周辺の集落などの景観を重点的に守り育てる地区です。

地区内の随所から得られる東シナ海の眺望は、季節と共に変化する優れた自然景観であるだけでなく、江戸時代の潜伏キリシタンがここから五島へと出発した歴史を想起させる景観でもあります。

2) 景観形成重点地区の範囲

本地区は、外海の文化的景観の核となる重要な地域です。大野教会、出津教会や牧野の集落景観など、人々の生活の中で積み重ねられていった歴史や文化が特徴的なまちなみを形作り、これを活かした景観まちづくりを進めることが重要となります。そこで、図3-7に示す範囲を景観形成重点地区として指定します。

3) 景観の形成に関する方針

本地区は、長崎市の中でも景観的特徴の顕著な地域であり、新しい時代にあった長崎市の魅力形成において重要な地区です。

長年培われた自然と文化の特徴を守り育て、次世代に受け継ぐために、教会やその周辺の集落景観を守り育てる活動を地域と行政が連携して推進し、地域生活を豊かにするとともに、本地区を訪れる交流人口の増加に役立てることを目指します。

以下に外海地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 落ち着きのある家並みのたたずまいを守り育てる。
- 斜面地形の特徴を守り育てる。
- 身近な環境の緑を保全し、緑化を進める。
- 海岸や山林等の自然景観を保全する。
- 眺望景観を守り育てる。

4) ゾーン等の設定と景観の形成に関する方針

(1) ゾーン等の設定

ゾーニングは、地域のランドマークである教会を中心とした集落を単位として地区を設定するものです。本地区のゾーン設定にあたっては、地区の景観の規定要素と今後のまちづくりの方向性を加味しながら、周辺の集落を含めた一定のまとまりをもって今後の景観形成が実践されていく地区を絞っていきます。

区域及びゾーンの範囲

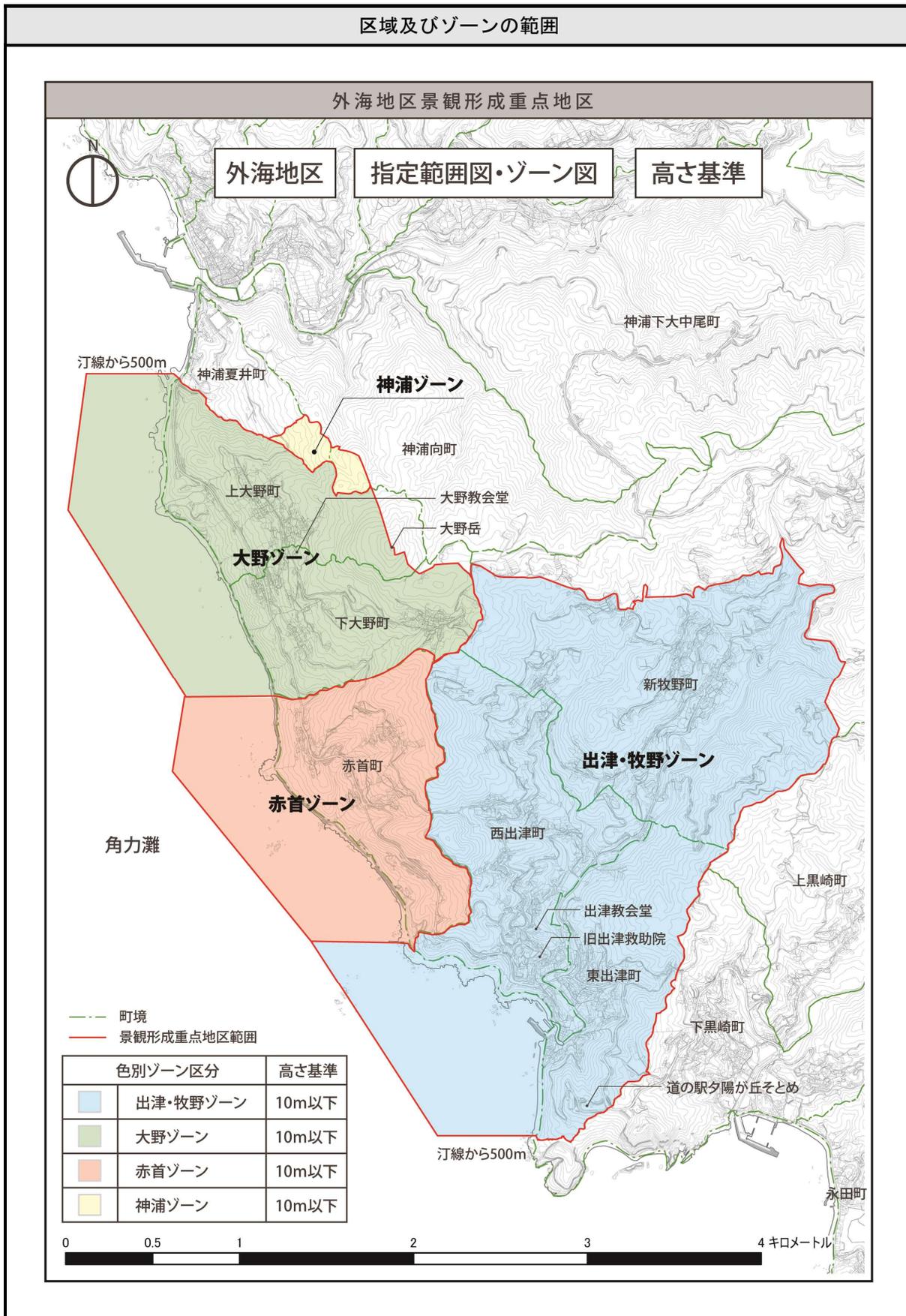


図3-7 景観形成重点地区「外海地区」の区域

(2)ゾーン毎の特徴

名称	特徴
①大野ゾーン	地域を代表するランドマークである大野教会や角力灘の眺望景観が特徴的である。
②出津・牧野ゾーン	ド・ロ神父ゆかりの出津教会や旧出津救助院など歴史的な建造物が、地域の景観を特徴づけている。また、温じやく石を使った石積みの家屋や道路・墓地などが残されていることも特徴的である。
③赤首ゾーン	大野、出津・牧野ゾーンと共通した石垣や石積みが残されていることや、角力灘の眺望景観が特徴的である。
④神浦ゾーン	歴史的価値を有する潜伏キリシタン墓地が存在することや、大野ゾーンと一体となった角力灘の眺望景観が特徴的である。

(3)ゾーン毎の景観形成に関する方針

各地区の景観の形成に関する方針は以下の通りである。

名称	景観の形成に関する方針
①大野ゾーン	大野教会周辺から角力灘への眺望の保全を図るとともに、地区の原風景である農村景観の再生を図る。
②出津・牧野ゾーン	出津教会や旧出津救助院などの歴史的な建造物や温じやく石を使った石垣や石積みの保全を図るとともに、地区の原風景である農村景観の再生を図る。
③赤首ゾーン	地区内に残る、温じやく石を使った石垣や石積みの保全を図るとともに、角力灘への眺望の保全を図る。
④神浦ゾーン	潜伏キリシタン墓地など歴史的景観の保全を図るとともに、角力灘への眺望の保全を図る。

5) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定あたり、以下のように各地区の基本的な考え方を整理します。

地区	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none">・ 集落のたたずまいを継承するため、基本的には現在の土地利用形態を継承する。・ 伝統的建築や工作物は、なるべく壊さずに改修して活用する。改修にあたっては、外観には極力、温じやくや木材等の自然素材を用いる。・ 建築設備等は常に望見されることを意識し、できる限り屋上に設置しない。・ 駐車場は、位置や意匠に配慮する。・ 豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。・ 自動販売機は、周囲の景観に調和させる。
①大野ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 大野教会周辺から角力灘への眺望景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。
②出津・牧野ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 出津教会や旧出津救助院などの歴史的な建造物と調和した集落景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。
③赤首ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 大野、出津・牧野ゾーンと連続した集落景観と角力灘への眺望景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。
④神浦ゾーン	<ul style="list-style-type: none">・ 歴史的な遺構などと調和した集落景観と、角力灘への眺望景観を保全するために、建築物や工作物の高さに配慮する。

(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-10）のように景観形成基準を設定します。

表3-10 外海地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																						
陸域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	<p>高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 高さは10m以下とする。 																						
		<p>形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁や塀、石垣などに、地域の素材を活かした技法を用いたものについては、極力活用する。 建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 高架水槽、空調屋外機等建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上を含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。 																						
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 (1) 建築物の屋根 <table border="1" data-bbox="662 945 1374 1050"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 建築物の壁面、工作物 <table border="1" data-bbox="662 1079 1366 1352"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、GY系、BG系、B系、PB系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>YR系、Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系、GY系、BG系、B系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	G系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下	N系	4.0以上～9.0以下
色相	明度	彩度																						
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																						
N系	2.5以上～5.0以下																							
色相	明度	彩度																						
R系、GY系、BG系、B系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																						
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																						
G系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下																						
N系	4.0以上～9.0以下																							
<p>敷地の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																								
<p>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな法面、擁壁の造成は極力行わない。やむを得ず行う場合は、次によること。 ■歴史及び自然景観について十分な景観配慮を行うこと。 ■集落景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努める。 ■擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及びまちなみとの調和に配慮する。 ・土石の採取または鉱物の掘削にあたっては、次のことに留意する。 ■道路等から見て目立つ場所では行わない。 ■周辺の植生と調和した緑化等による遮蔽を行う。 ■周辺の植生と調和した自然回復をする修景緑化を行う。 																							
海城	<ul style="list-style-type: none"> 陸から角力灘に向けた眺望に配慮すること。 																							

F 深堀地区

1) 地区の概要

深堀地区は、長崎市の南西部に位置する城下町の佇まいを残す風情ある港町です。海に恵まれた地の利を活かし、その昔から、往来する貿易商人との交流がおこなわれていました。

昭和43年に深堀、香焼間が工業用地として埋め立てられ、広大な土地が造成されました。そのほとんどが三菱重工香焼造船所の工業用地となっており、海岸沿いは、関連企業や水産加工場を中心とした工業地帯となっています。

近年においては、県営住宅をはじめ、運動場、公園、体育館等の環境整備が図られ、古い伝統と近代的な振興が融和した、新しさと落ち着きが共存する町として発展を続けています。

2) 深堀の歴史-

深堀の歴史は古く、縄文時代から生活が営まれていたことが、貝塚など遺跡の発掘調査によって確認されています。

現在より800年前頃までは、深堀を中心として戸町より以南野母まで散在する島々を含めて戸町の浦と呼ばれていました。

深堀という地名の誕生は鎌倉時代にさかのぼります。上総国（現在の千葉県）の三浦仲光は、承久の乱（1221年）で鎌倉幕府方として活躍した褒美に、この肥前国彼杵庄戸町浦（現・深堀）を拝領しました。地頭職として赴任した際に、戸町の浦という名称を、三浦氏の姓である深堀殿にちなんで、深堀と改名しました。

江戸時代、深堀は佐賀藩に取り込まれ、鍋島の姓に改名。6千石の家老職として勤める佐賀藩鍋島氏となり、居城を中心に武家屋敷などを整備した新しい城下町としての深堀を形成していきました。深堀武家屋敷の跡がある周辺が城下町の入口だった場所で、曲がりくねった鍵型の通りに、屋敷の重厚な練壁が当時の様子を残しています。

佐賀藩鍋島は、諫早、神代(国見)、深堀を領地とし、外海の出津・黒崎・三重にも飛び地が存在していました。徳川幕府の禁教令によって、キリシタン弾圧がさらに厳しさを増していくなか、大村藩が支配する「内海」と呼ばれる大村湾周辺の厳しい監視から逃れるために、1823年、外海の三重東檜山に暮らしていたキリシタン6家族が新天地を求めて海を渡り脱出しました。彼らは、マリア観音やメダイを隠し持ち、旅芸人を装って善長谷へ移住したそうです。菩提寺の檀家となりながらも、ひそかにキリスト教の信仰を守り続けました。

明治4年の廃藩置県の結果、長崎府の管轄となり、その翌年の明治5年に長崎県となっています。明治22年の町村制施行では、深堀、大籠、香焼の三大字をもって深堀村となり、香焼の分離独立を経て、昭和31年1月1日に長崎市へ編入されています。

【参考文献：深堀 長崎市編入50年のあゆみ／深堀義士伝三百年祭記念誌 長崎の城下町深堀／Web「長崎の歴史と旅の遊学サイト 旅する長崎学」】

3) 江戸時代の町割りと海岸線

城下町であった深堀地区の道路は、当時の線形がそのまま残されている区間が非常に多く、幅員の狭い細街路やカギ型の形状等が見られ、地区の大きな特徴の一つとなっています。

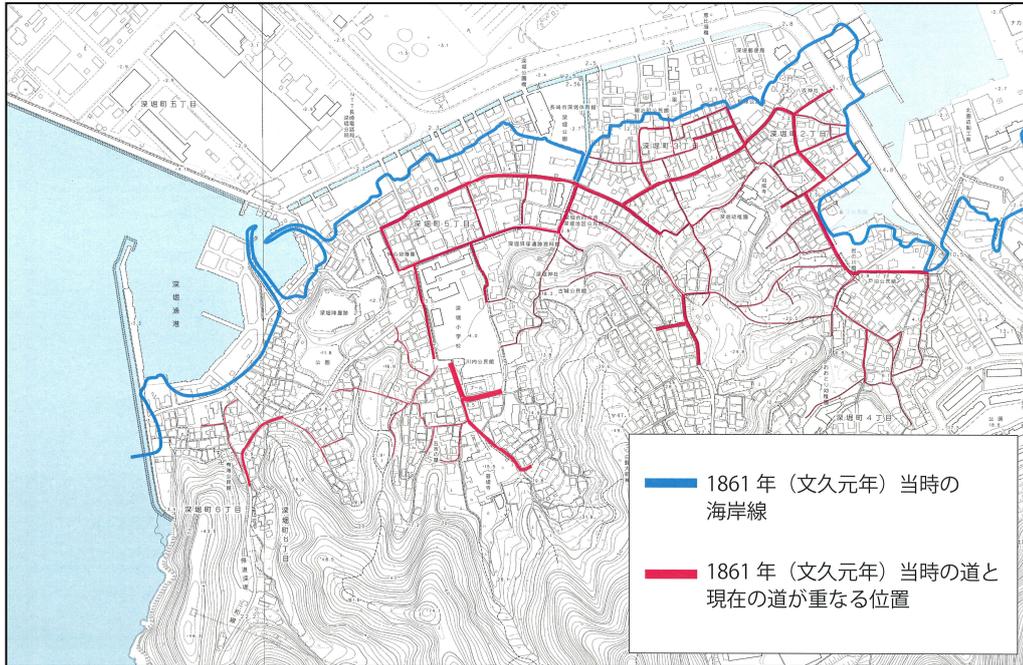


図3-8 1861年(文久元年)の海岸線と道路の位置

4) 景観形成重点地区の範囲

本地区では、長い歴史を有する深堀の歴史と一体となった景観形成や、地区内に点在する景観資源や、陣屋跡などの眺望点からの眺望を確保するための景観の保全が重要となります。

そこで、武家屋敷通りの石塀をはじめとした多くの景観資源を適切に保全しながら、城下町としての落ち着いたある住宅地景観を形成するため、図3-9に示す範囲を景観形成重点地区として設定します。

5) 景観の形成に関する方針

本地区には、縄文時代から連綿と連なり、近世における佐賀藩鍋島の城下町として形づくられたまちなみを基盤として、数多くの歴史資源が点在しています。また後背地の城山や深堀漁港までの眺望は、豊かな自然環境に囲まれた本地区の特徴の一つです。

このような、永い歴史と豊かな自然を守りながら、その良さを活かしたまちづくりにつなげ、歴史に裏打ちされた趣や落ち着いたあるまちの景観を形成していくことが必要です。以下に深堀地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 武家屋敷跡や石塀を中心とする歴史的遺産を継承し、かつての城下町としての趣を感じさせる、歩いて楽しいまちなみの形成を図る。
- 陣屋跡等の眺望点からの眺めを確保し、城山や深堀漁港といった周辺の自然環境と一体となった景観形成を図る。
- 低層を主体とした住宅により構成される、落ち着いたある住宅地の景観形成を図る。

6) ゾーン等の設定と景観の形成に関する方針

(1) ゾーン等の設定

本地区では、景観特性を踏まえたゾーニングを行い、各ゾーンに応じた景観形成を推進します。また、海や山への眺望をはじめとして、歴史的な落ち着いたあるまちなみの景観を保全します。

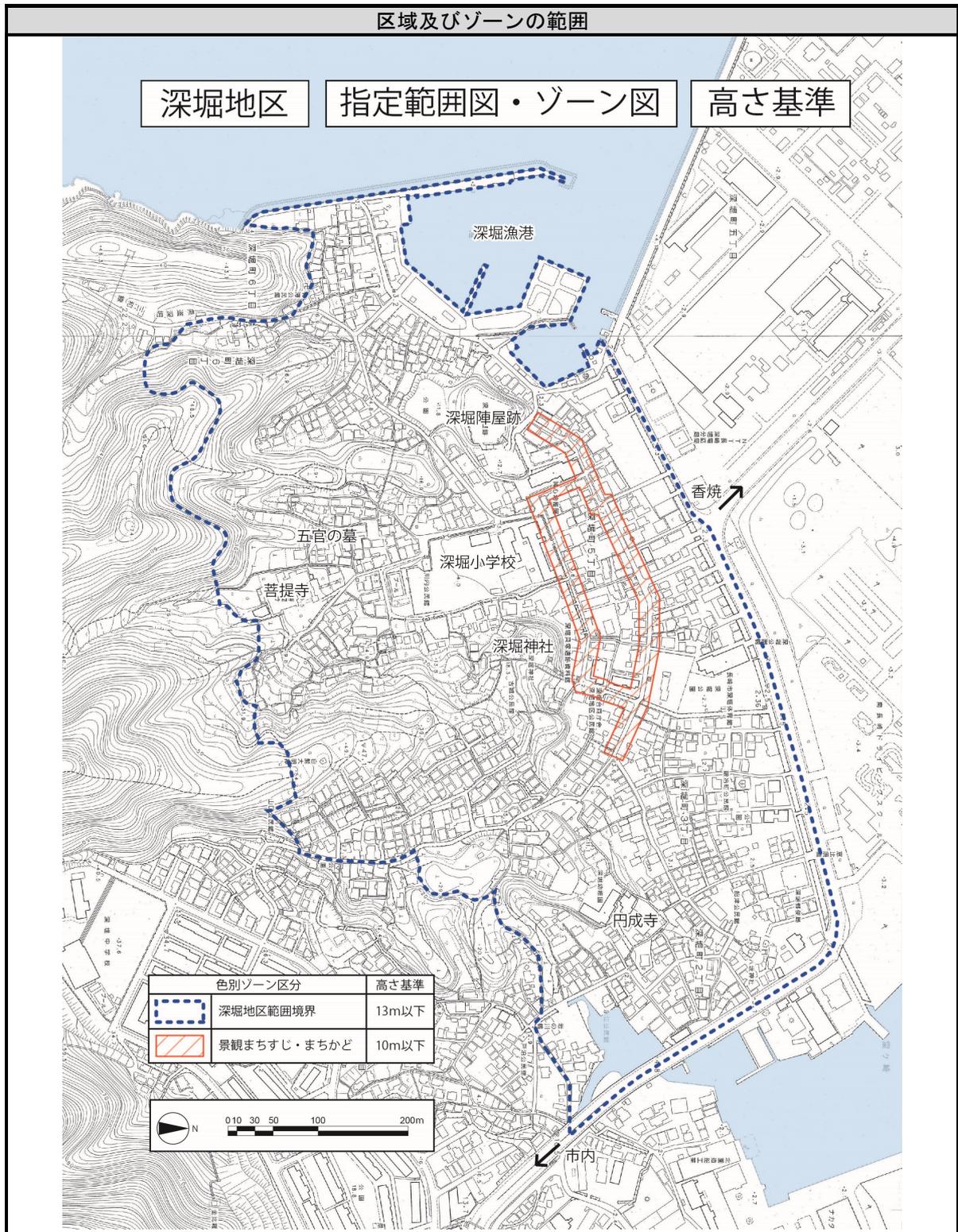


図3-9 景観形成重点地区「深堀地区」の区域及びゾーン

(2) ゾーン毎の特徴

名称	特徴
武家屋敷通り景観まちすじ・まちかど	かつての武家屋敷の石塀が残り、深堀地区の歴史を色濃く残す界限

(3) ゾーン毎の景観形成に関する方針

各ゾーンの景観の形成に関する方針は以下の通りである。

名称	景観の形成に関する方針
武家屋敷通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武家屋敷跡や石塀を中心とする歴史的遺産を継承し、かつての城下町としての趣を感じさせる、歩いて楽しいまちなみの形成を図る。 ・ 歴史的なまちなみを保全育成するとともに、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく回遊できるルートづくりを促進する。

7) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定あたり、以下のように各ゾーンの基本的な考え方を整理します。

景観形成基準設定の基本的な考え方

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陣屋跡から城山までの眺望、有海の墓から深堀漁港への眺望を確保するため、また周囲の建築物等との調和を図るため建築物等高さの限度を定める。 ・ 建築物の外壁については、周囲の景観と調和したものとし、落ち着いたものとする。 ・ 建築設備等は常に望見されることを意識し、できる限り屋上に設置しない。 ・ 駐車場は、位置や意匠に配慮し、その存在を強調しないように、緑化等による視覚的緩和を図る。 ・ 歴史的な建造物や寺社の積極的な保全を図る。 ・ 豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。
武家屋敷通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城下町としての落ち着いた景観を形成し、回遊性の高い空間を創出する。 ・ 落ち着いたまちなみを形成し、圧迫感を与えないため建築物等高さの限度を定める。 ・ 歴史的な建造物である石塀の積極的な保全を図る。

(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-11）のように景観形成基準を設定します。

表3-11 深堀地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																																						
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは13m以下とする。 																																						
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、周囲の景観と調和したものとする。 道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 空調屋外機等建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上を含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 																																						
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本となる色彩は次の色彩とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系</td> <td>3.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>3.0以上～4.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～6.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.5以上～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>3.0以上～9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>3.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系	3.0以上～9.0以下	2.0以下	YR系	3.0以上～4.5未満	4.0以下	4.5以上～5.0未満	5.0以下	5.0以上～5.5未満	6.0以下	5.5以上～6.5未満	4.0以下		6.5以上～9.0以下	3.0以下	Y系	3.0以上～9.0以下	3.0以下	GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	N系	3.0以上～9.0以下
色相	明度	彩度																																						
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																																						
N系	2.5以上～5.0以下																																							
色相	明度	彩度																																						
R系	3.0以上～9.0以下	2.0以下																																						
YR系	3.0以上～4.5未満	4.0以下																																						
	4.5以上～5.0未満	5.0以下																																						
	5.0以上～5.5未満	6.0以下																																						
	5.5以上～6.5未満	4.0以下																																						
	6.5以上～9.0以下	3.0以下																																						
Y系	3.0以上～9.0以下	3.0以下																																						
GY系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																																						
G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																																						
N系	3.0以上～9.0以下																																							
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																																							

(3) ゾーン毎の景観形成基準

表3-11-1 武家屋敷通り景観まちすじ・まちかど

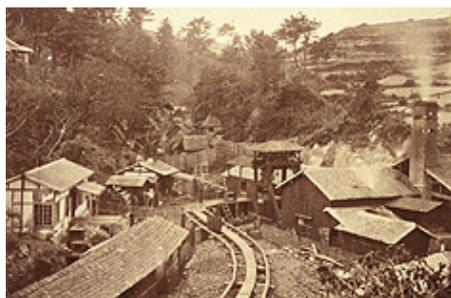
行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは10m以下とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根は原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は10分の3以上とする。

G 高島北溪井坑跡地区

1) 地区の概要

高島北溪井坑跡地区は、世界遺産の推薦候補である「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の1つである高島の北溪井坑跡及びその関連資産であるグラバー別邸跡を有する地区です。

北溪井坑は、日本初の蒸気機関を導入した洋式炭鉱で、グラバー別邸は、北溪井坑の開発にあたったトーマス・ブレイク・グラバーの別邸で、いずれも幕末から明治期における日本の炭鉱産業の飛躍的な近代化の先駆けとなった資産であり、この2つの資産を含む同地区は、歴史的にも文化的にも非常に重要な地区です。



左上：現在の北溪井坑跡の写真
左：明治初期の北溪井坑の古写真
上：現在のグラバー別邸跡の写真

2) 景観形成重点地区の範囲

本地区では、産業活動が行われた往時の雰囲気を感じさせるため、北溪井坑跡からの一定の視認範囲並びに北溪井坑に関連する旧石炭積出港があったと推定される海岸及び北溪井坑の開発に関わったグラバーの別邸跡の残る小島までを囲む範囲の景観を保全することが必要となります。

そこで、図3-10に示す範囲を景観形成重点地区として指定します。

3) 景観の形成に関する方針

本地区には、今後、世界遺産登録の取組みが進むにつれて、多くの観光客が来訪し、開発圧力などの増加も懸念されることから、本地区の景観の形成にあたっては、現在の自然環境に調和した景観を様々な外的要因から守り、後世に受け継いでいくことが重要となります。

以下に高島北溪井坑跡地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 北溪井坑跡及びグラバー別邸周辺の景観を大きく改変しない。
- 海岸や山林等の自然環境に調和した景観形成を図る。



図3-10 景観形成重点地区「高島北溪井坑跡地区」の区域

4) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定あたり、以下のように基本的な考え方を整理します。

地区	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物や工作物の高さは基本的には現状程度の高さを維持する。 ・ 高島の自然環境に調和する色彩とする。 ・ 豊かな緑を確保するために、樹木の保全を図る。 ・ 自動販売機は、周囲の景観に調和させる。

(2) 景観形成基準

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-12）のように景観形成基準を設定します。

表3-12 高島北溪井坑跡地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																																								
<ul style="list-style-type: none"> 建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 高さは10m以下とする。 																																								
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観に調和した意匠とし、特に大型駐車場を設ける場合は、開口部をできるだけ遮へいする。 高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備、その他、歩行者の目線に近い位置に設置する設備等は、遮へいの措置あるいは、周囲の景観に調和した意匠とする。 自動販売機は、建物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、色彩とする。 																																								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、GY系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">YR系</td> <td>4.0以上～4.5未満</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>4.5以上～5.0未満</td> <td>5.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～5.5未満</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.5以上～6.5以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6.5超～8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>G系、BG系 P系、RP系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系、PB系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～8.5以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～8.5以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 工作物のうち、R系の色相については、門、塀、垣、さく、日よけテント、街灯及び照明等の小規模な工作物のみ、明度4.0～7.0の範囲において、彩度4.0まで認める。 <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） 周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系、GY系	4.0以上～8.5以下	2.0以下	YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下	4.5以上～5.0未満	5.0以下	5.0以上～5.5未満	6.0以下	5.5以上～6.5以下	4.0以下		6.5超～8.5以下	3.0以下	Y系	4.0以上～8.5以下	3.0以下	G系、BG系 P系、RP系	4.0以上～8.5以下	1.0以下	B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下	5.0以上～8.5以下	2.0以下	N系	4.0以上～8.5以下
色相	明度	彩度																																								
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																																								
N系	2.5以上～5.0以下																																									
色相	明度	彩度																																								
R系、GY系	4.0以上～8.5以下	2.0以下																																								
YR系	4.0以上～4.5未満	4.0以下																																								
	4.5以上～5.0未満	5.0以下																																								
	5.0以上～5.5未満	6.0以下																																								
	5.5以上～6.5以下	4.0以下																																								
	6.5超～8.5以下	3.0以下																																								
Y系	4.0以上～8.5以下	3.0以下																																								
G系、BG系 P系、RP系	4.0以上～8.5以下	1.0以下																																								
B系、PB系	4.0以上～5.0未満	1.0以下																																								
	5.0以上～8.5以下	2.0以下																																								
N系	4.0以上～8.5以下																																									
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できるだけ緑化する。 																																									